

「新しい公文書管理制度の導入について」に対するパブリックコメントの実施結果

1 実施の概要

期間	令和2年11月16日（月）～12月15日（火）	
意見応募者数	3人（意見の件数7件）	
提出の方法	持参	1人
	ファックス	1人
	市ホームページ	1人

2 意見等に対する対応状況

条例等により対応予定	2件
参考意見	5件

3 意見等への対応

番号	意見等	検討結果	対応
1	公文書等の管理に関する法律に基づいた、市としてのルールづくりは必要です。	公文書等の管理に関する法律の趣旨にのっとった文書管理を実現するため、（仮称）小平市公文書等の管理に関する条例を制定する予定です。	条例等により対応予定
2	<p>「歴史」という言葉の定義がわかりにくいです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 歴史ときくと、長期的変遷の流れがあり、小平市史のようなものを思い出す。別のニュアンスを一般化するのはむずかしい。 公文書の重要なものを保存年限で軽重を記していたのではないのでしょうか？ 「歴史公文書」⇒「重要公文書」、「特定歴史公文書」⇒「保存公文書」等、意味がわかる（理解明確な）言葉にした方がよいのでは 	<p>新しい公文書管理制度では、公文書等を歴史的事実の記録であり、市民共有の知的資源と位置付けています。また、歴史資料として重要な公文書については、将来の市民に説明する責務を果たすため、永久に保存することとしています。</p> <p>「歴史公文書」という言葉は、これらの趣旨を踏まえて使用しています。市民の方々に「歴史公文書」の概念を理解していただけるよう、工夫してまいります。</p>	参考意見

3	<p>公文書→「重要＝歴史公文書」→「保存＝特定歴史公文書」に変わる時の判断基準は、ルールとして作成するのが望ましいのですが、記載がなくて不明です。</p>	<p>公文書から歴史公文書の選別は、今後制定する「歴史公文書選別基準」により行います。歴史公文書としての保存期間の満了後、図書館に移管されたものが「特定歴史公文書」となります。</p>	<p>条例等により対応予定</p>
4	<p>歴史公文書に関しては、これからの学習、研究等に役立つ主旨を前提に公開を求める<u>市民の申請</u>のもとにされるのが適切かと思えます。</p> <p>また、あくまで公文書管理であるということを考えると、個人情報等を安易に、また、誤ってもれてしまうことはないよう厳守していただきたいと思えます。万が一、誤ってもれてしまった場合の責任の所在も明確にお願いします。また、公開申請の書類内容を厳重にするためにも、申請用紙内容が適切かどうか、市民の意見もまとめていただきたくお願い申し上げます。</p>	<p>歴史公文書の公開は、情報公開制度により行います。特定歴史公文書については、情報公開制度の対象外となるため、新たに設ける利用請求制度により利用していただきます。利用請求制度は、情報公開制度と同様の仕組みとする予定です。</p> <p>個人情報保護の取組みにつきましては、漏えい等を防止するために必要な措置を講じていきます。</p>	<p>参考意見</p>
5	<p>5の(1)の公文書管理に関わる意見を聴くための機関には、第三者が入ると思いますが、市政に詳しい人はもちろん、文書管理の専門家(アーキビスト)も入れてください。</p>	<p>公文書管理に関わる意見を聴くための機関は、学識経験者と公募市民で構成する予定です。学識経験者として、公文書管理に関する知識のある方に入っていただくことについては、検討します。</p>	<p>参考意見</p>
6	<p>歴史公文書を利用できるしくみとあわせ、公文書全体の公開性やアクセス性を高めるためのしくみづくりも今後検討してください。</p>	<p>公文書の公開性やアクセス性を高めるための仕組みについては、引き続き検討します。</p>	<p>参考意見</p>
7	<p>条例化に期待します。条例ができれば公文書管理の重要性を市民に知らせる講演会の企画をしてはどうでしょうか。(コロナが落ち着いてからでも)。</p>	<p>市民の方々に対する新しい公文書管理制度の周知等については、検討します。</p>	<p>参考意見</p>